

宇治市総合教育会議の公開に関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、宇治市総合教育会議設置要項第6条の規定に基づき、宇治市総合教育会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開催会議の事前公表）

第2条 公開による会議を開催するにあたっては、インターネットの利用その他の方法により会議の概要を事前公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

（傍聴席の区分）

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第4条 一般席の定員は、会場のスペースにより決定し、先着順とする。

（傍聴の手続き）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、受付簿に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他の危険なものを携帯している者
- （2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- （5）酒気を帯びていると認められる者
- （6）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- （3）はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- （4）飲食または喫煙をしないこと。
- （5）会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- （6）携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- （7）その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要項に違反するときは、市長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月 日から施行する。